

議案第一百号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

次のとおり企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて、
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成四年十二月二十一日

三朝町長 安田真一郎

平成四年拾貳月拾四日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号及び第四号中「十八歳」を「二十二歳」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、平成四年四月一日から適用する。